

部会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第45条第3項の規定に基づき、部会に関し、必要な事項を定める。

(設置及び廃止)

第2条 部会は、次の場合に設置する。

(1) 会員が、定款第5条に定める事業の範囲内で、特定主題に係る活動の必要性を認めたとき。

(2) 会員が、その目的たる事業を明示したとき。

2 部会は、理事会の議を経て設置し、部会の決議に基づいて廃止する。

(設置及び廃止の公表義務)

第3条 新たに部会を設置したとき、理事会は機関誌への掲載その他の方法により、その目的及び構成を公表しなければならない。

2 部会を廃止したとき、理事会は前項と同様の方法で、その廃止を公表しなければならない。

(組織・構成)

第4条 部会は、会員及び数名の幹事をもって組織する。

2 幹事は、互選により、部会を代表する者(以下「部会長」という。)を選出する。

3 部会が、特に必要と認めたときは、ワーキンググループ又は調査・研究のための小グループを置くことができる。

(幹事)

第5条 部会の幹事は、正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人の中から選出する。

2 部会の幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員補充のために選出された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 全体会議は、原則として、部会メールによることとし、部会長は、議事を主宰する。

3 部会は、総会開催時に定例会を開催する。

(議事録)

第7条 部会の議事録は、部会長が作成するものとする。

(部会細則)

第8条 部会は、当該部会の細則を定め、理事会に報告するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2017年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月23日から施行する。